

☎ 高齢者支援課長寿支援係 (☎内線1181・1182)  
 ☎ 住民福祉課健康介護係 (☎内線2151・2152)

## 高齢者在宅福祉サービスの案内

### 住宅・連絡について

#### ■高齢者住宅改造補修費助成

対象▼65歳以上の在宅高齢者で、介護保険の認定を受けている人

- ・新築および増築の場合は対象外
- ・要介護度、世帯構成、生計中心者の所得税額による制限あり

・助成は対象工事費の6分の5(助成は20万円を限度)

#### ■見守り支援(緊急通報装置の貸与)

対象▼65歳以上の在宅ひとり暮らしなどの高齢者で、身体状況などの理由で緊急時の対応に不安がある人

- ・固定電話の回線を使用して装置を設置(固定電話の回線が必要)
- ・家族などの協力者を緊急連絡先として登録



### 用具・備品について

#### ■日常生活用具給付等

対象▼日常生活に支障のある在宅高齢者(介護保険の給付が可能な人は除く)

- ・車椅子やベッドを貸出(ベッドの運搬は有料)

#### ■日常生活用具給付等(防火用具)

対象▼65歳以上の在宅高齢者で、防火などの配慮が必要なひとり暮らしの人

- ・電磁調理器または自動消火器を給付
- ・生計中心者の所得税額に応じた費用負担あり

#### ■高齢者おむつサービス

対象▼65歳以上の在宅高齢者で、寝たきりまたは認知症で常時失禁状態にある人

- ・対象者の所得税額により、給付限度が異なります
- ・入院や短期入所などで在宅を離れる場合、休止または廃止

### 移動について

#### ■福祉車両の貸出

対象▼車椅子を使用する要介護高齢者や身体障害者

- ・ガソリンを満タンにして車両を返却

#### ■タクシー料金補助

対象▼タクシー以外の交通機関の利用が困難な高齢者

- ・申請窓口  
 安中地域：☎高齢者支援課  
 松井田地域：☎住民福祉課

### 食事について

#### ■配食支援事業(配食サービス)

対象▼65歳以上の在宅高齢者のうち、単身で生活する人、高齢者のみで生活する人、日中独居となる人で食事の用意が困難な人

- ・昼食を週5回以内で利用可(利用者負担あり)



### 美容・健康について

#### ■はり・きゅう・マッサージ助成

対象▼70歳以上の人

- ・市と契約している施術所で「はり」、「きゅう」、「マッサージ」の施術を受ける場合に助成

・申請により割引券を交付(当該年度中に4枚までを限度)

・対象者の所得税額によって交付制限あり

#### ■在宅訪問理美容サービス

対象▼65歳以上の在宅高齢者で、要介護4または5の人、あるいは要介護認定(要支援の認定を受けている人は除く)を受けている外出困難で、家族が高齢などの理由で支援を得られない人

- ・理容組合、美容組合の協力店が対象者の自宅を訪問してカット(散髪)
- ・利用券を交付(当該年度中に3枚までを限度)

申請窓口・問合せ▼

☎ 高齢者支援課長寿支援係  
 (☎内線1181・1182)

☎ 住民福祉課健康介護係

(☎内線2151・2152)

日常生活用具給付等、福祉車両の貸出について

社会福祉協議会

(本所 ☎3822-8397)

(松井田支所 ☎3933-3948)